

保健体育施設等代行業務委託（単価契約）（債務負担）仕様書

1. 対象施設業務日・時間・人数

1) 保健体育施設

委託施設名	業務日	業務時間	人数
船岡体育館 槻木体育館	火曜日～日曜日	午前9時～午後9時	2～4 名体制
柴田町総合運動場	月曜日～日曜日	午前5時～午後9時	

2) 学校体育施設

委託施設名	業務日		業務時間	人数
校庭	日曜日 土曜日 祝祭日	4月～9月	午前5時～午前7時30分 午前8時～午後1時 午後1時～午後7時	1～3 名体制
		10月～3月	午前5時30分～午前7時30分 午前8時～午後1時 午後1時～午後6時	
	火曜日 水曜日 木曜日	4月～9月	午前5時～午前7時30分	
		10月～3月	午前5時30分～午前7時30分	
体育館・武道館	日曜日 土曜日 祝祭日		午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時	
	火曜日 水曜日 木曜日		午後5時～午後7時 午後7時～午後9時	

2. 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3. 業務内容

1) 保健体育施設

①受付案内サービス

- ・利用者への対応と案内
- ・電話の対応と案内

②施設内外の防犯・防災のための安全確認対応と環境整備、会場（会議室等）使用后

の確認(使用器具・清掃状況等)及び施設の簡易な管理

- ・ 定期巡視
- ・ 業務日誌の記録
- ・ 使用券(チケット)及び使用報告書の受領
- ・ 施設内での不当な行為に対する注意、指導
- ・ 災害発生時の避難指導等
- ・ 施設の施錠管理(防犯システムの設定)
- ・ 事務室及び建物内外の簡易な清掃と管理

③その他必要と認める業務(金銭の受領は除く)

2) 学校体育施設

①施設の開錠及び施錠

②各学校開放校庭・体育館・武道館の使用許可を受けた使用者に対する施設の提供

③使用状況、人数等の確認

④施設内での不当な行為に対する注意、指導

⑤施錠及び火気、電気等の確認

⑥残留者及び外来者の退場確認

⑦業務日誌の記録(外来者や使用団体による不当な行為が認められた場合は、速やかに検収を受けるものとする。)

⑧使用券(チケット)及び使用報告書の受領

⑨挙動不審者の有無の確認とその退場の処置

⑩その他必要と認める業務(金銭の受領を除く)

⑪槻木小学校については、使用中は常駐のこと

4. 当日施設等の使用が業務時間内に既に終了している場合には、上記業務時間の定めに関わらず業務を終了すること。

5. 業務遂行の必要により、業務時間を延長することとなったときは、継続してその業務に従事しなければならない。

6. 業務遂行の必要により、上記業務日・業務時間以外に業務が生じた場合は、協議の上その業務に従事する。

7. 保健体育施設の休業日は次のとおりとする。

①体育館 毎月曜日(当日が休日であるときは、その翌日)

②体育館・総合運動場 12月28日から翌年の1月4日まで

8. 学校体育施設の業務日は、教育委員会の認める各学校体育施設開放の使用許可に基づく。なお、認められた開放時間を損なわないよう留意すること。

9. 外来者に対しては、親切丁寧に対応するとともに、言語についても十分留意し、不快な感じを与えないものとする。
10. 外来者や使用団体による不当な行為が認められた場合は、可能な範囲で臨機に対応し、職員に速やかに連絡すること。
11. この「仕様書」に明記されないもの、又は疑義があるものに関しては、協議して定めるものとする。